

2025年2月

新入生・保護者の皆様

岐阜大学 医学部

公益財団法人日本国際教育支援協会

「学研災付帯学生生活総合保険」ご加入について(ご案内)

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

本学では、学校生活における様々な不測の事態に備えて、正課・大学行事・通学中の傷害事故を補償する任意加入の(公財)日本国際教育支援協会の「学生教育研究災害傷害保険(以下学研災)」を導入しており、加入をお願いしております。加えて、本学科においては、教育課程の特色等にも配慮しており、より一層の保障制度の充実を図るために、学研災で補償されない学生の病気や法律上の賠償責任事故、また臨習中の針刺し事故や接触感染、院内感染事故等を補償する優れた特色を備えた「学研災付帯学生生活総合保険」とセットでの加入をお勧めしております。

保護者の皆様におかれましては、お子様の有意義な学生生活を支えるためにも保険の内容をご検討のうえ、この機会に加入されることをお勧めします。

※ 今回ご案内の学研災付帯学生生活総合保険は、学研災に加入している学生が対象となっています。

敬具



学生に
保険は必要？

学生生活には こんなリスクが！ 付帯学総が学生の“万が一”を手厚くサポートいたします。

部活・サークル活動をはじめて…

【事故事例】

運動部の練習中、足元がすべって
しまい、ひざをケガしてしまった。
14日間の通院をして、
治療費に**99,850円**
かかってしまった。



学研災に加入しているので、
今回のケースでは**3万円**の補償がされた

付帯学総に加入していれば
治療費として**99,850円**の保険金をお支払い
パンフレット5ページの「3 治療費用」で補償されます

自転車通学をはじめて…

【事故事例】

授業の帰りに**自転車**で
アルバイト先に向かっていたら
曲がり角で歩行者に
ぶつかってしまった。
幸い、命に別状はなかったが
440万円の賠償金を
払うことになった。



学研災に加入しているが、
今回のケースでは**補償されない**

付帯学総に加入していれば
賠償金として**440万円**の保険金をお支払い
パンフレット5ページの「1 個人賠償責任」で補償されます

一人暮らしをはじめて…

【事故事例】

初めての一人暮らし、
洗濯機を回したまま**外出**した際に
排水ホースが外れて床全面に
水漏れしてしまった。
修繕費用として
30万円かかってしまった。



学研災に加入しているが、
今回のケースでは**補償されない**

付帯学総に加入していれば
修繕費用として**30万円**の保険金をお支払い
パンフレット5ページの「8 借家人賠償責任」で補償されます

実習がはじまって…

【事故事例】

外科実習中に、
針刺し事故を起こしてしまった。
救急科にて抗体検査を実施し、
感染予防費用として
2万円かかって
しまった。



学研災（接触感染予防保険金支払特約）に
加入していれば、**15,000円**のお支払い

※上記事例は、引受保険会社が実際の事例を元に作成した事故例であり、実際の支払い事例ではございません。

付帯学総と学研災の違いはなに？

付帯学総とは、学研災にご加入される方だけが加入できる学生保険です。学研災で補償している正課中・学校行事中・課外活動中*のケガ以外のケースにも対応しており、ケガのみならず風邪などの病気による通院も24時間365日補償が可能です。

* 学研災に通学特約を付帯している場合は、通学中のケガについても補償の対象となります。

そんな付帯学総が
1日あたりに換算すると約**25円**～

※Cタイプ(保険期間6年)の場合

WEBから
簡単にご加入

<https://tokiomarine.my.salesforce-sites.com/futaigakuso?id=0025201>



まずは詳しい補償項目をみてみよう！

付帯学総は、学生の“万が一”を手厚くお守りします。

治療費用の補償

医療機関の窓口で
自己負担した費用を
補償します。

**学生が風邪をひいてしまったとき、
たった1日の通院から補償**



保険金お支払い例

治療費用（病気）：発熱のため通院
…お支払い保険金 3,860円
治療費用（ケガ）：
部活動中、右足親指を強打し負傷
…お支払い保険金 12,220円

無料付帯

メディカルアシスト

24時間365日対応

こんな時どうすればいい？あなたがお困りの際、
お電話にて医療に関する相談に応じます。

旅行先での急病！
最寄りの病院を知りたい

急に激しい頭痛。
どうしたらいいの…



※電話番号およびご利用にあたっての詳細は、後日配布するご案内チラシに記載しています。

※地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。

個人賠償責任

**自転車通学での事故時、
高額になりやすい賠償金も補償**

自転車条例 にも対応



もしもの時もお任せ下さい！

示談交渉サービス

自転車事故を起こしてしまった際など、個人賠償責任についての大変な示談交渉も東京海上日動にお任せください。



育英・学資費用

**扶養者の方に万が一があったとき、
学生のご卒業までの授業料を補償**



学生が無事ご卒業できるよう、授業料などを補償します

学資費用（疾病）補償タイプご加入者は、扶養者が疾病により死亡した場合も補償の対象に

育英費用保険金を全額お支払い

扶養者が交通事故で死亡した。育英費用として1,000,000円の保険金を支払われた。



学資費用保険金で授業料を補償

扶養者が登山中の事故で死亡し大学の授業料等の費用として1,190,000円の保険金が支払われた。

※支払対象期間中の支払年度ごとに学資費用保険金額を限度として負担した学資費用の実費をお支払いします。

感染予防費用

医学関連学部の学生には
加入をおすすめします

**国内外で臨床実習中の事故における感染症に係る
接触感染等（針刺しに限らない）や臨床実習開始後の院内感染時に予防措置のため負担した費用を補償**

医学関連 学部に 特化！



保険金お支払い例

感染予防費用：実習中に針刺し事故を起こし、抗体検査を受けた

…お支払保険金 15,400円

感染予防費用：実習中に患者の血液が目に入り、抗体検査を受けた

…お支払保険金 48,700円



他のリスクにも万全の補償ラインナップ

救援者費用等

学生の急な入院に駆け付けたいときも



※3日以上の入院が補償対象となります。

借家人賠償責任

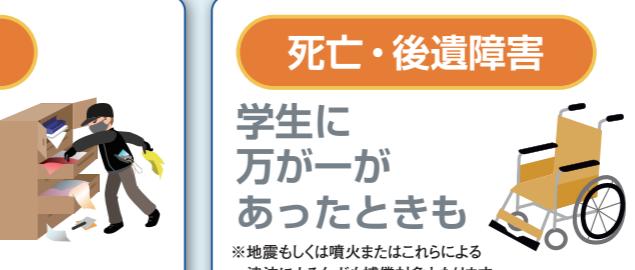
一人暮らしをする学生が、借家を傷つけてしまっても



生活用動産

一人暮らしを狙われ盗難被害にあっても

免責金額：1事故5,000円



死亡・後遺障害

学生に万が一があったときも



※地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。

申込はこち
ら！
簡単
3分



<https://tokiomarine.my.salesforce-sites.com/futaiigakuso?id=0025201>

さらに詳しい補償内容はP.5へ

学生生活を幅広くサポートします！

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合について、「補償の概要等」をご確認ください。

1 個人賠償責任

示談交渉サービス付

自転車で走行中、通行人にぶつかってケガをさせたとき。

国内外で学生本人が偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったときや、国内外で他人から借りた物や預かったもの（受託品）^{(*)1}を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。個人賠償責任については国内での事故に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）

(*)1 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含みません。

※インターンシップ中やアルバイト中も補償の対象となります。

ただし、それ以外の職務の遂行に起因する事故は補償対象外です。

※自動車およびバイク（原動機付自転車を含む）での事故は補償対象外です。

2 死亡・後遺障害^{(*)1}

万が一のときや後遺障害が残ったとき。

国内外で学生本人が急激かつ偶然な外来の事故で

死亡または後遺障害を被った場合に保険金をお支払いします。

(ただし、死亡・後遺障害保険金については正課中、学校行事中、学校が認めた課外活動（クラブ活動）中、学校施設内（寄宿舎を除く）の事故は本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。治療費用保険金については補償対象となります。)

(*)1 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。

3 治療費用^{(*)1)(*)2)(*)3}

通院1日目から補償

おすすめポイント

学生本人が、ケガや病気で入院または通院したとき。
医療機関の窓口で自己負担した費用を補償します。

ケガ・病気

国内外で学生本人がケガや病気で1日以上通院または入院した場合、健康保険等の自己負担分^{(*)4}を保険金としてお支払いします。（歯科疾病治療のための通院、精神障害による入院、痔核・裂肛等による入院は除く。）

(*)1 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。

(*)2 治療費用保険金のお支払対象期間は、通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。

初診日：2025/4/15 のケース

60日を経過した日：2025/6/13

60日を経過した日の属する月の末日：2025/6/30

2025/4/15～2025/6/30の治療がお支払対象

(*)3 保険期間の開始時前に発症した病気、発生した傷害は対象になりません。（ただし、保険期間の開始時より2年（保険期間が1年以下の場合はそれと更新した場合は「1年」）を経過した後に開始した入院または通院については、保険金お支払いの対象となります。）

(*)4 自己負担分の詳細については、「補償の概要等」をご参照ください。

4 救援者費用等

学生が入院し、親族が駆けつけたとき。

国内外で学生本人が保険期間中に住宅外において被ったケガ、または病気にかかり継続して3日以上入院したり、搭乗している航空機や船舶が遭難した場合等に、交通費や宿泊料、検索救助費用等をお支払いします。また、学生本人が死亡した場合には、事故発生地や収容地から住宅までの遺体輸送費用をお支払いします。

付帯学総 Q&A

Q 入学時は自宅通学だが、途中から一人暮らしを予定。どのタイプに加入すれば良いですか？

A 卒業までの期間で自宅生タイプにご加入ください。一人暮らしを始める時にタイプ変更ができます。

5 感染予防費用

実習中、誤って自分の指に注射針を刺してしまったとき。

国内外で臨床実習中の事故における感染症に係る接触感染等（針刺しに限らない）や臨床実習開始後の院内感染時に予防措置のため負担した費用をお支払いします。なお、公的医療保険制度の給付の対象となる費用を除きます。



※感染症の治療費は対象外です。「3.治療費用」の対象となります。

6 育英・学資費用^{(*)1}

扶養者が事故で亡くなり、授業料等が払えなくなったとき。

国内外で扶養者が急激かつ偶然な外来の事故（ケガ）によって死亡したり、重度後遺障害を被った場合に補償します。

※あらかじめ扶養者を指定していただけます。扶養者として指定できるのは、原則として、保険の対象となる方の親権者であり、かつ保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。（保険の対象となる方が成年に達している場合は、親権者である必要はありません。）

払込取扱票の「扶養者（払込人）」欄に署名された方またはweb加入サイトの「扶養者氏名」欄に入力された方が「あらかじめ指定した扶養者」となります。

なお、A・Dタイプをお選びいただいた場合は、学資費用について急激かつ偶然な外来の事故（ケガ）に加えて扶養者が疾病により死亡した場合も補償の対象となります。

◆育英費用保険金（ケガによる死亡・重度後遺障害）

育英費用保険金額を全額一度にお支払いします。

◆学資費用保険金（ケガによる死亡・重度後遺障害、病気による死亡）

お支払対象期間中^{(*)2}に実際に負担した授業料等の学資費用を支払年度ごとに保険金額を限度にお支払いします。

(*)1 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。

(*)2 お申込時にご申告いただいた卒業予定年次までの期間となります。

7 生活用動産

一人暮らし限定

空き巣が入り、家財が盗難にあったとき。

国内外で学生本人が所有する家財が火災や盗難等の偶然な事故で損害を受けた場合に保険金をお支払いします。



免責金額（自己負担額） 5,000円

※建物外に持ち出している間も補償されます。

※自宅通学生の場合やご親族の住居に同居している場合はご加入できません。

8 借家人賠償責任

一人暮らし限定

ぼやを出し、天井や壁に損傷を与えたとき。

国内外で学生本人が火災や水漏れ破損等の偶然な事故により借用戸室を損壊したため、家主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。借家人賠償責任については、示談交渉は東京海上日動では行いません。

※自宅通学生の場合やご親族の住居に同居している場合はご加入できません。

《ご加入プランのご案内》

30%割引

1年あたりに
換算すると

約8,992円～

※Cタイプ（保険期間6年）の場合

ご加入タイプ	自宅から通学の学生			一人暮らしの学生		
	一人暮らしの方もご加入いただくことが可能です。					
保険金額	1 個人賠償責任 ^{(*)1}	1事故 国内:1億円 国外:1億円 限度		1事故 国内:1億円 国外:1億円 限度		
	2 死亡・後遺障害 ^{(*)2} ケガ	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
	3 入院・通院 ^{(*)3} ケガ	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費
	3 入院・通院 ^{(*)3} 病気	医療機関の窓口で自己負担した費用を補償			医療機関の窓口で自己負担した費用を補償	
	4 救援者費用等	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
	5 感染予防費用	50万円	50万円	50万円	50万円	50万円
	6 育英費用 ^{(*)4}	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
	6 傷害学資費用 ^{(*)4)(*)5}	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
	7 疾患病学費用 ^{(*)4)(*)5}	100万円	対象外	100万円	対象外	対象外
	7 生活用動産 ^{(*)6}	対象外	対象外	50万円	50万円	50万円
	8 借家人賠償責任 ^{(*)6}	対象外	対象外	1000万円	1000万円	1000万円

保険料（卒業までの一括払）	天災危険補償特約あり					
	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Dタイプ	Eタイプ	Fタイプ
2031年3月卒業予定者（6年間分保険料）	128,710円	63,790円	53,950円	144,290円	79,370円	69,530円
2030年3月卒業予定者（5年間分保険料）	101,580円	55,020円	47,960円	115,430円	68,870円	61,810円
2029年3月卒業予定者（4年間分保険料）	74,410円	43,630円	38,980円	85,670円	54,890円	50,240円
2028年3月卒業予定者（3年間分保険料）	50,570円	32,680円	29,980円	59,230円	41,340円	38,640円
2027年3月卒業予定者（2年間分保険料）	30,450円	22,230円	20,980円	36,510円	28,290円	27,040円
2026年3月卒業予定者（1年間分保険料）	14,450円	12,310円	11,990円	17,920円	15,780円	15,460円

(*)1 情報機器内のデータ損壊は1事故 500万円限度となります。

(*)2 教育研究活動中の事故は、本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。

(*)3 お支払対象期間は通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。

(*)4 独立生計の学生はお選びいただけません。必ずお問い合わせ先までご連絡ください。

(*)5 学業費用支払期間（保険責任の開始日から学業費用（学資費用）の支払対象期間の終了日までの期間）はそれぞれ卒業予定年次までの期間です。

(*)6 一人暮らしの学生の方であっても自宅生用タイプ（A・B・C）にご加入いただくことが可能です。

(*)7 お申込時にご申告いただいた卒業予定年次となります。

保険期間	卒業予定年次 ^{(*)7} に応じて
6年間	2031年3月卒業予定者 2025年4月1日(午前0時)より2031年4月1日(午後4時)まで6年間
5年間	2030年3月卒業予定者 2025年4月1日(午前0時)より2030年4月1日(午後4時)まで5年間
4年間	2029年3月卒業予定者 2025

学研災付帯学総(総合生活保険(こども総合補償)) 〈補償の概要等〉

補償の概要等は約款の概要をご紹介したものです。ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、パンフレット等をご確認ください。保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となつた場合は、東京海上日動（以下「弊社」といいます。）は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。
詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

(注1) 保険の対象となる方が在籍する学校の管理下*1外の急激かつ偶然な外来の事故によりケガ*2をした場合に保険金をお支払いします。
*1 校舎の管理下とは、例へば授業室・開拓室・

*1 学校の管理トとは、次に掲げる間をいいます
①学校等の正課中および学校行事に参加している

②学校の施設（寄宿舎を除きます。）内にいる
くは担任によって開封または校簿が渡された

くは場所にいる間または学校等が禁じた行為を行っている場合を除きます。
③学校施設外で学校等に届け出た課外活動を行っている間

⑤子供施設外で子供等に届け出た跡を回復させている間

*2 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒*3を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、発児性のいわれかねないすべてを含みます。ただし、保険会員おまかせの対

外来性のいすれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

*3 細菌性食中毒等補償特約が自動セットされます。

(注2) 入院諸費用保険金および先進医療費用保険金不担保特約(医療費用補償用)がセットされています。

されといまります。

必ずお読みください

重要事項説明書 [契約概要・注意喚起情報のご説明]

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族等を保険の対象となる方とする場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。

※ご不明な点や疑問点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

[マークのご説明] 契約概要 保険商品の内容をご理解
いたくための事項

注意喚起情報 ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

I ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み

この保険は、(公財)日本国際教育支援協会をご契約者とし、(公財)日本国際教育支援協会賛助会員学校に在籍する学生を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。

この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただくことがあります。

2 基本となる補償および主な特約の概要等

基本となる補償の「保険金をお支払いする主な場合」、「保険金をお支払いしない主な場合」や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約^{*1}を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください^{*2}。

●個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●住宅内生活用動産特約 ●救援者費用等補償特約 ●育英費用補償特約 ●学業費用補償特約 ●医療による学業費用補償特約 ●医療費用補償特約 ●感染予防費用補償特約

*1 総合生活保険（こども総合補償）以外の保険契約にセットされる特約や

- *2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4 保険金額等の設定

この保険の保険金額等はあらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

5 保険期間および補償の開始・終了時期

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法

払込方法については、パンフレット等をご確認ください。

7 満期返り金・契約者配当金

この保険には満期返り金・契約者配当金はありません。

II ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（弊社の代理店には、告知受領権があります）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については後記「Ⅲ-1 告知義務等」をご参照ください。また、ご加入後に加入内容変更として補償を追加する場合も同様に、変更時点での下記事項が告知事項となります。

[告知事項・通知事項一覧]

★：告知事項かつ通知事項

●保険の対象となる方ご本人がお仕事に従事している場合、その職業・職務等^{*1}

●保険の対象となる方ご本人が加入する公的医療保険制度の有無^{*2}

★：告知事項

●保険の対象となる方ご本人の生年月日

●他の保険契約等^{*3}を締結されている場合には、その内容

*1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

III ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等

[通知事項]

加入依頼書等に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお受けする商品ごとに異なり、お受けする商品によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お受けする商品ごとの通知事項は、前記「Ⅲ-1 告知義務【告知事項・通知事項一覧】」をご参照ください。

[その他ご連絡いただきたい事項]

●すべての商品共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

【ご加入後の変更】

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行った際には変更日・脱退日よりも前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなつた場合には、脱退の手続きをいただく必要があります。

ご加入内容変更をいただいてから1ヶ月以内に保険金請求のご連絡をいたいた場合には、念のため、パンフレット等記載のお問い合わせ先の担当者に、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。

2 解約されると

ご加入を解約される場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

・ご加入内容および解約の条件によっては、弊社所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求^{*1}することができます。返還または

- *2 医療費用補償特約をセットいただいた場合のみ告知事項かつ通知事項（☆）となります。
- *3 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことです。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。

2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 死亡保険金受取人

総合生活保険（こども総合補償）において、死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。）。同意のないままご加入をされた場合、ご加入は無効となります。
死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願い申し上げます。
死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお申し出ください。

請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。

・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間^{*2}に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。

・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*1 解約日以降に請求することができます。

*2 始期日からその日を含めて解約までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約

総合生活保険（こども総合補償）においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願い申し上げます。

4 満期を迎えるとき

[保険期間終了後、更新を制限させていただく場合]

●保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。

●弊社が普通保険契約、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日ににおける内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

[更新後契約の保険料]

保険料は、商品ごとに、更新日現在の保険料率等によって計算します。したがって、その商品の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

総合生活保険
（こども総合補償）
にご加入いただいた
皆様へ

【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先まで

ご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

IV その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い

払込取扱票裏面もしくはweb加入サイトに掲載の個人情報の取扱いに関するご案内をご確認ください。

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

●総合生活保険（こども総合補償）で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかつた場合、ご加入は無効になります。

●ご契約者、保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」とおよび「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等

●引受保険会社の経営が破綻した場合には、保険金、返戻い金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返戻い金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
1年以内	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

5 その他ご加入に関するご注意事項

●弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。
したがいまして、弊社代理店と有効に成立したご契約については弊社と直接結ばれたものとなります。

●加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容についているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレット等および加入依頼書控等、ご加入

ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく上で特に重要な事項を正しくご記入をいただいていることを確認させていただきます。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただけますようお願い申し上げます。
なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。

万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

保険金をお支払いする主な場合 保険期間

保険金額、免責額（自己負担額） 保険の対象となる方

保険料・保険料払込方法 保険の対象となる方

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。

万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に關し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等に記載されている問い合わせ先までご連絡ください。

加入依頼書等の「生年月日」欄は正しくご記入いただいているか？

学生（保険の対象となる方）がアルバイト等に継続的に従事される

付帯学総 保険金お支払い例【II】

* 全国の大学の一例です

補償内容	事例	保険金お支払額
治療費用 (病気・ケガ)	病気も通院1日目から補償 医師の処方箋に基づいたお薬代も補償	
	風邪をひいて1回受診した。	1,260円
	咳の症状で肺炎の疑いがあり、レントゲン検査をした。	4,840円
	部活動中に靭帯を損傷し、入院・手術した。	114,860円
	大脳皮質下出血のため入院・手術した。	894,273円
個人賠償責任	示談交渉サービス付 自転車の事故 も補償	
	自転車走行中に自動車と衝突。相手自動車の修理費用。	816,000円
	臨床実習で使用の鼓膜ファイバーを誤って落とし破損。	225,720円
	スキーをしていたら他人にぶつかり大けがを負わせた。	1,589,583円
感染予防費用	実習中、結核患者と接触したため、感染予防措置を受けた。	6,673円
	実習中、使用済みの注射針が自身に刺さり、感染予防措置を受けた。	35,800円
	扶養者が交通事故で死亡した。 *無免許運転、酒気帯び運転、危険ドラッグ等を使用した状態で運転中に生じたケガによる扶養不能は免責です。	1,000,000円
救援者費用	扶養者が川へ釣りに行き、転落事故で死亡し、大学の授業料等の費用を負担した。	3,445,000円
	急性胃腸炎で継続して3日以上入院し、両親が駆けつけた際の宿泊費と往復交通費。	116,150円
育英費用・ 学資費用	扶養者が交通事故で死亡した。	
	扶養者が川へ釣りに行き、転落事故で死亡し、大学の授業料等の費用を負担した。	
一人暮らし 限定	建物外への持ち出し家財 も補償	
	ノートパソコンを誤って落として破損。	11,500円
	駅前の駐輪場で自転車が盗難にあった。	25,000円
	火災・爆発等に加え、偶然な事故による破損も補償	
	一人暮らし先の部屋の模様替え中、家具が窓ガラスに当たり破損。	89,640円
	シャワーを出し放しにし、漏水事故が発生。	2,336,808円

東京海上日動
メディカルアシスト (各種医療相談サービス)

24時間
365日
対応

自動セット

緊急医療相談
予約制専門医相談
医療機関案内
転院・患者移送手配
がん専用相談窓口

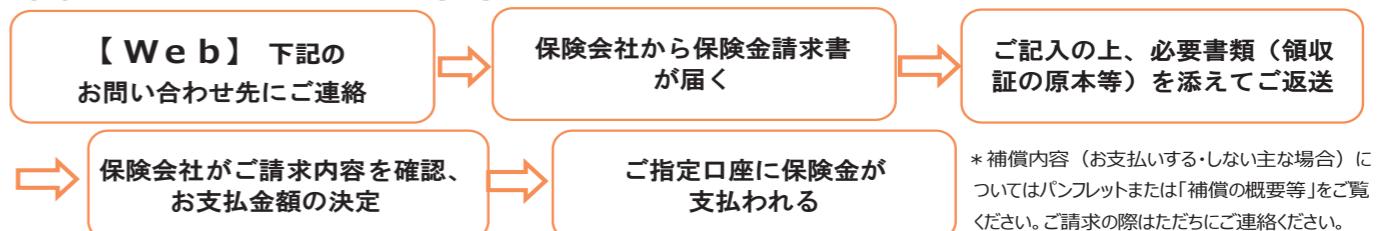
※このチラシは、学研災付帯学総(総合生活保険(ごども総合補償))の概要をご説明したものです。ご加入にあたっては必ず重要事項説明書をお読みください。ご不明な点等がある場合には、取扱代理店までお問い合わせください。

サービスの対象は、学生本人の治療費用実費(治療費用保険金)をお支払するタイプにご加入の方および保険の対象となる方、またはそれらの配偶者・ご親族に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とします。詳しくは、東京海上日動のホームページwww.tokiomarine-nichido.co.jpをご参照ください。

ご加入に関する Q & A

Q 1	入学時は自宅通学ですが、途中から一人暮らしを予定しています。どのタイプに加入すればいいですか?
A 1	まずは卒業までの期間で自宅タイプにご加入ください。一人暮らしを始める時にタイプ変更が可能です。
Q 2	卒業後は、大学院に進学するつもりです。付帯学総は、大学院の分まで加入したらよいですか?
A 2	現段階で大学院進学が未確定でしたら、大学院の分は含めず、在籍が確定している学部等の年数でお申込みください。
Q 3	「他の保険契約等」とは何を指しますか?
A 3	例えば個人賠償責任保険等、この付帯学総と全部または一部について支払責任が同一の他の保険や共済契約に加入されている場合に、その保険会社名や保険種類をご記入ください。(記入できる範囲で構いません。)
Q 4	パンフレットに添付の振込用紙以外に、申込書はありますか?
A 4	ありません。払込取扱票で保険料をお支払いただくだけでお手続きは完了です。払込取扱票が加入依頼書を兼ねていますので、すべての項目に漏れなく分かりやすくご記入いただけますようお願いいたします。 ★Web加入サイトをご利用いただく場合は、払込取扱票への記入は不要です。
Q 5	中途加入は可能ですか?
A 5	可能です。お振込翌日からの補償開始となります。お振込みいただく前に必ず保険料のご確認をお願いいたします。 ★Web加入サイトをご利用いただく場合は、保険料が自動で表示されます。
Q 6	途中で解約はできますか?
A 6	できます。残期間に応じてご返金します。
Q 7	加入者証はいつ頃届きますか?
A 7	3月末までお申込みいただいた場合、6月中旬頃までに届きます。より早くお届けできる場合もございます。 なお、加入者証が未着であっても補償開始日以降の事故については補償されますのでご安心ください。 加入者証の到着までは受領証(払込取扱票の半券)を保管してください。
Q 8	入居するアパートの管理会社に保険加入の証明を提示する必要があるが、加入者証が未着の場合などはどのようにしたらよいですか?
A 8	Web加入サイトをご利用の場合、保険料お支払い後に届くメール(『加入手続完了のお知らせ』)を先方にご提示のうえ、加入者証は後日届くことをお伝えください。(Web加入サイトをご利用にならない場合は、保険料を払込後にお手元に残る受領証とパンフレットを先方にご提示ください。)
Q 9	学生教育研究災害傷害保険(学研災)について問合せたいのですが。
A 9	各大学のご担当窓口にお問合せください。
Q 10	入学前からの病気で治療中ですが、これも治療費用保険金の対象となりますか?
A 10	保険始期時点で既に被っている病気やケガによる入院や通院は対象外となります。ただし、保険加入から一定期間を経過後は補償される場合もあります。詳しくはお問い合わせください。

◆保険金のご請求方法・流れ(例)



お問い合わせ先 学生生活総合保険相談デスク (手続方法・保険内容等)

<Web> 「TAC ふたいがくそう」で検索 → 大学生の保険(付帯学総)

<https://www.web-tac.co.jp/personal/univ/>

<電話> 0120-811-806 受付(土日祝日を除く 9:30~17:00まで)

◆保険金のご請求は、
Web (QRコードまたは
URL)をご利用ください。

